



りす俱樂部

2021年
9月号
第294号

白樺の散歩道

夏が来ると思い出す。信州志賀高原のゼミ合宿。冷涼爽やかな深呼吸。初めて見た白樺の白さの追憶は、色あせていない。今でも、白樺の林を散策すると、青雲の 때가甘美に蘇る。便りも途絶えた学友は、達者だろうか。

弁護士 福井大海

オリンピック、パラリンピックは中止すべきだし、そうなるだろうと思っ
ていましたが、決行された結果、エビ
デンスはありませんがコロナの感染大
爆発が起こり、あつてはならない事態
により人命が失われました。
我が国は「国民皆保険制度」を導入
し、医療が必要なきにはいつでもそ
れが受けられるという非常に立派な制
度を持っています。しかし、このたび
のコロナパンデミックでは、医療が必
要な人に医療提供できない、死にそう
なほど苦しくても医者に診てもらえな
い、という非常事態が起こっていま
す。国民皆保険制度の下では、国民に
保険料納付義務があります。これは健
康保険税という税金ですから、不納付
者は地獄の果てまでも追いかけて、強
制的に徴収されるといふものです。国
民に対し厳しい保険税納付義務を課し
ているからには、国や地方公共団体は
国民への医療提供に対し、責任を負わ

〈如戒のつぶやき〉

りすシステムの生前契約の 今後について

NPOりすシステム創始者 松島如戒

なければなりません。この問題につい
て、昨年コロナ感染拡大が始まった頃、
一部のコメントターの医師が指摘し
ていましたが、報道管制の所為か、最
近このことを取り上げるテレビも新聞
もほとんどありません。と同時に、総
理大臣も多くの知事も、国民に対し必
要な医療を提供しなければならぬとい
う責任を全く感じていないような発
言、そして表情です。

ちなみに、医師は一人の患者を見殺
しにしても、大きなペナルティーを科
せられません。それなのに、総理大臣の
不作為で計り知れない人々が医療にア
クセスできず苦しみ、その挙句、死亡
する人がいても、誰も責任を感じるこ
とすらないので。国民に医療を提供
しなければならぬのは国の義務であ
り、その義務を果たせないことを不作為
といふのです。総理大臣はじめ都道
府県知事に同じように義務が課せられ
ているのです。

特に都道府県知事には、新型インフ

ルエンザ等対策特別措置法により、医療機関が不足し医療提供に支障が生じると認める場合には、臨時の医療施設を開設し医療を提供しなければならぬと、その責任を明確にしています。

にもかかわらず…です。菅総理は次の自民党総裁選に出馬せず、コロナ対策に専念するということですが、最近公表された政策は、緊急事態宣言下でもワクチンを2回接種した者には自由な経済活動をさせる、といったことだそうですね。昔から舌の根も乾かぬうちに…と言いますが、理由不明で感染者数が減ったから規制を緩めるとは、次に大きな山がきたらどうするのでしょうか。昨年のGOTOトラベルキャンペーンの失敗を忘れたのか、文字通り懲りない面々です。どうでしょうか。どうしたらよいのですか？

〈自民党総裁は、日本の総理に一番近い人〉

いずれの自民党の総裁候補も似たような方々のようです。モリカケ、桜など、きっちり調べ直すと公言して、これまた舌の根も乾かぬうちに、調査の必要はないとのこと。脱原発を唱えていた人が、当面原発は必要。こんな人たちが、子どもの道徳教育が必要と宣(のたま)っておられるのです。「やってらんねー」としか言いようがありません。

〈野合と言われようが、何と言われようが

野党はまとまれ！〉

野党の皆さんにお願いです。「救国政権」構

想をまとめて総選挙に臨めば、きつと勝ちます。そのためには官僚機構を活用することです。内閣人事局を廃止し、事務次官会議を復活させることを公約することです。言い難いことを敢えて言いますが、私は少なくとも、政治家よりは官僚の皆さんのほうが天下国家のことを考えていると思います。官僚にウソを言わせるのは政治家で、政治家は選挙に落ちたら一代限りですからウソもつくし、悪事も働きます。その点官僚はその省なり組織なりに継続的責任を背景にしているのです、国民にとって安心感があります。民主党政権失敗の原因はいろいろあったと思いますが、幹事長室で予算査定するなど、とんでもない政策を打ち出し、その結果、官僚機構を敵に回したことが大きな原因だったと思います。

寄り合い所帯の野合政権などと、自民党など現在の与党から揶揄されるでしょうから、官僚機構を大切にすることから大丈夫と訴えれば国民は安心します。日本は、自(自民党)社(社会党)さ(新党さきがけ)といった、似ても似つかない政党による何とも陳腐な連立政権が実現した国です。大ウソつきで、体調不良でドタキャンした前総理大臣におもねなければ、総裁選で勝てないような政党に国のかじ取りを委ねてはなりません。そのための救国政権づくりにはぜひ取り組んでください。



8月22日発行のりすシステムからのお知らせ文書、りす倶楽部第293号(7・8月合併号)の記事についてご意見・ご質問をいただきましたので、補足の説明をさせていただきます。

1. 生前契約受託法人のNPOりすシステムを株式会社にするにはあり得ません。

この質問に私たち、特に私の説明能力の欠如を反省するとともに、真実をお伝えすることの難しさを痛感しました。まず、そんな器用なことが簡単にできるのなら苦労はありません。たびたび申し上げていますように、生前契約という契約は特別な契約で、現在4200余名の契約者の皆さんが全員亡くなるか、皆さん方から契約解除されない限り「NPOりすシステム」という法人を維持し続けなければならないのが宿命です。

本来契約というのは双務契約が当たり前です。契約者お一人おひとり、そしてりすシステムのそれぞれに不都合があったり期限が来たりすれば、解約できるのが当然です。しかし生前契約は、余程のことがない限り解約できない仕組みにあります。逆に、契約者の皆さんは解約しようと思えばいつでもノーペナルティで解約できます。ではなぜ、そんな不平等な契約になっているかといえば、この契約を受託している私たちには「社会的公益」という自覚と自負があるからです。この思いがご理解いただかず、いたずらに曲解され、ご心配されるのは大

変残念であり、悲しい思いでいっぱいです。

常々申し上げていることですが「NPOりすシステム」が守らなければならないのは、皆さんからお預かりしている契約や各種の意思表示書による個人情報です。守るだけでなく、必要があれば変更の手続きをして、いざその情報が必要になったときにはそれを取り出して仕事の指図をします。そして、仕事が完全に遂行できているかをチェックした上で、皆さんが決済機構に預けているお金の中からりすシステムが支払いを受け、これまでは給与、これからは仕事をしてくださった契約家族コーディネーターに、報酬として支払うこととなります。

2. 1993年10月にりすシステムを創立した時から申し上げておりますように「りすのサービス」は金太郎飴と同じで、どこを切っても同じ絵柄、つまり契約者全員に公平なサービスを提供することを基本方針として運営してまいりました。

そうは言っても雇用している職員もいろいろですので、全て同じようにというわけにはいきません。しかし少なくとも、誰が何つても同じ対応をして、その日のサービス内容は「サービス記録」というデータ上の帳票にきっちり記入（打ち込み）することを厳しく指導してきました。「引き継ぎ」というご意見もありましたが、そうした記録がありますので引き継ぎは必要ありません。組織で責任を持って仕事をお引き受

けているからこそその仕組みに、価値があるのです。ただし、日々の記録にミスがあれば困ったこととなります。

再三申し上げておりますように、契約者の皆さんからお預かりしている情報はご自身のものですから、ご自身がいつでも閲覧できることが必要で、そのようなシステム開発作業を進めております。

3. 現在、全国主要都市に設置している支部事務所は、2024年3月までは現在の場所で活動を続けていく予定です。もちろんパートナーが順調に拡大すれば、さらにきめの細かいサービス拠点の配置が可能となるので、そうなるように努力してまいります。拠点づくりの場の提供等については事業者のみならず、契約者の皆さんの中にご支援くださる篤志家がおられますことを願っています。

4. セルフ生前契約（仮称）はことさら申し上げるまでもなく、生前契約は自己決定・自己責任でご利用いただく方式で、ご自身で契約成立に必要な全ての書類等にご記入いただき、完成させるものです。しかしこれまでは、手続きの煩雑さもありますので職員がお手伝いをさせていただいておりますが、その職員が契約内容を知らずとも、これを良しとしない方もおられます。そこで今後は、申込金を納付された方にID・パスワードを発行しますので、

ホームページからご自身のマイページにログインしていただき、ご自由に必要事項を入力できるシステムにしたいと考えています。現在システム開発に着手しているところですので、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

誤解のないように申し上げますが、ご本人の意思により、従来通りの方式で契約手続きをすすめることも可能で、選択できる仕組みづくりを考えています。

遺言は、公証役場と契約者の皆さんが直接案文の調整ができますが、生前事務委任契約と任意後見契約の公正証書につきましては、りすシステムが契約当事者となり、契約家族コーディネーターが法人の代理人となりますので、何らかの工夫が必要だと考えています。

5. 契約家族コーディネーターの資質についてのご質問もいただきましたが、雇用の職員よりは高いレベルの質を目指しています。

契約者の皆さんの中には、現役時代に職員等を管理する仕事をしておられた方もおいでかと存じますが、労働者の権利は強く、多少の難点はあつても辞めてもらうのは大変です。少々足らざることを承知で皆さんのもとにお伺いさせざるを得ないこともあります。しかし、独立型のパートナーですと、多くの登録事業者の中から適材をお伺いさせることができ、その質は職員に勝るとも劣らないものとなりますので、ご安心ください。

6. 既に契約家族コーディネーター候補をご紹介くださったっている方もおられます。さらに、コーディネーター研修も実施し、第一期生が誕生しています。このように、徐々に人材の確保は進んでいます。



7. 「頑固者向け生前契約」という仕組みを考案中です。例えば「松島如戒向け」と言えば何となくお分りいただけるかと存じます。どんなにすばらしい資質のコーディネーターを差し向けたとしても、必ず難癖をつける私のような老人がいるものです。そんな方は、ご自身がお気に召す方にコーディネーターの研修を受けてもらって、業務登録してもらいます。その上で、その方を指名してサポートに当たってもらうというものです。

地域密着は良いことだと考えますが、欠点もあります。ご近所で親しくしている方が「この地区のパートナーですので、よろしくお願います」とあいさつに来た場合、「良かった」と思う方がいる一方、「困った」と思う方もおられるのではないのでしょうか。余所行き顔で良いお付き合いをしている方でも、家の中に入って来られたり、通院や手術の立ち会いをしてもらったりするのは困る。そこまで自分のプライバ

シー領域に入りこんでほしくないと考える方もおられると思います。私が契約者の立場でしたら「困ったな」「生前契約、止めちゃおうかな」と考えるかも知れません。

頑固者生前契約とまではいなくても、ケースバイケースで差し向けるコーディネーターを選択できる仕組みが必要だと考え、直ちに運用する予定です。

8. 生前契約は何でもあり

くどすぎるほど申し上げておりますように、りすシステムの守備範囲は皆さんの意思表示や契約による個人情報を実にお預かりして、必要なときにその情報を取り出して適切に皆さんから求められる仕事の指図をして、仕事の出来具合をチェックし、報告することです。費用については、今後デビットカードやクレジットカードで支払っていただく方向で準備しています。ただし「最近物忘れがひどくなったので預託しておくので、そこから支払いたい（現在の方法）」という場合は喜んでお引き受けします。

9. 最近、私は反省していることがあります。このような物言いをしますと、りすシステムは「便利屋」ではないかと錯覚される方が出てまいました。これは私たちの説明能力の稚拙さによるものと反省しているのです。

生前サポートで、入院や手術同意等の保証サービスを利用された方にはお分りいただけると

思いますが、これまでの日本の社会では、人の命に関わる内容については家族等の身内以外、身元引受保証人として認められませんでした。そんな中、NPOりすシステムを身元引受保証人として、病院などの医療機関が認めてくださるようになったのです。その医療機関の数は現在1180にもなりますが、なぜこんなにも多くの機関がりすシステムの保証を受け入れてくれるのでしょうか。

まず、りすシステムは契約者の皆さんお一人おひとりと、公正証書による委任契約とこれに付帯する医療上の判断に関する事前意思表示書により、危急時の対応が明確になっていることです。さらに、公正証書による「負担付遺贈遺言」により、りすシステムを死後事務を主宰する者、つまり「祭祀主宰者」に指定していることで、死後の遺体の引き取りをはじめ全ての仕事に関して、家族や親族と同等かそれ以上に明確に責任を持てるということを、多くの医療機関が理解し、信頼してくれているからです。

もうひとつ理由があります。それは、医療機関がインフォームド・コンセントをより確実にする必要に迫られているからだと思えます。その証左として、長年連れ添った夫婦同士でも、一定の年齢（明確な決まりはないようですが、例えば後期高齢期に入る75歳をひとつの目安にするなど）を超えると、保証人不適格という取り扱いになることが多くなっています。インフォームド・コンセントは多くの場合「説明と同

意」と訳されますが、私は「説明」と「同意」の間に「理解、納得」が入ると思っています。元々インフォームド・コンセントは、患者が医師から説明を受ける権利とされていましたが、現在多くの医療機関では、医師の説明に対し納得・同意したことを後日証明できる人の「保証・担保」を求めるようになっていきます。

その例として、りすシステムは医療法で規定されている医療事故調査制度について、東京都医師会からの依頼により、遺体の搬送・安置・遺族への返還等の業務を行っています。法律による「医療事故」か、それとも医療という高度な技術を駆使するサービスにおけるやむを得ない結果なのか、それを判断する要素として、インフォームド・コンセントが的確に行われていたかどうか重要な判断基準となるのです。となれば、万一事故が発生した際、医療機関としてインフォームド・コンセントが完全なものであったことを証明する人物が必要になります。事故調査制度のスタートが2015年ですから6年になりますが、いまだインフォームド・コンセントの完全性を証言するため、りすシステムが医療事故調査委員会や裁判の証言台に立つたことはありません。

しかし今後、りすシステムが契約者の皆さんのインフォームド・コンセントを保証した場合、そこでトラブルが発生すれば、証言台に立つこともあり得るでしょう。イザという時には、りすシステムは証言台に立つことも厭わない覚悟

で、それがなければ契約者お一人おひとりの「一身」に関わるような大事を引き受けることはできません。

そのためには、社会経済状況の変化による人災のみならず自然災害に見舞われても、お預かりしている個人情報を守って、必要なときにはその情報を取り出し、皆さんのための仕事をしなければなりません。このたびの改革は、いかなる事態にも対応できる、りすシステムの強固な体制づくりを目的としたものです。



10. りすシステムの仕事の中で、医療に関わる仕事の比重が大きくなってきましたので、医療の専門家に深く関わっていただけるチャンスはないだろうかと考えていました。そんな折、天の恵みともいえるほど、うれしいことが起こりました。今年の春のことです。死因究明プロジェクトで数年前からご縁のあった、熊本赤十字病院副院長の宮田昭先生から、一度話をしたいというお便りをいただきました。宮田先生は来春定年をお迎えになられるそうで、これからの私の人生で何かを…とお考えになった際、りすシステムの活動を思いつかれたそうです。先生からの、りすシステムで何か役に立てることはないだろうかとの仰せに、私は「山のようにあります！」と叫びました。

あまりに突然のことでしたので、そのときは

即座に、具体的に何を…ということではありませんでしたが、この夜のことは文字通り「天の恵み」だと思いました。

現在りすシステムが医療関連のサポートとしてできることは、「身元引受保証人」をお引き受けすることです。これまでに述べてきましたように、この保証業務はとても大切で、誰でもができることではありません。しかし今後、この分野の役割はどんどん増えていくことは間違いありません。そうなりますと今後、医療関連のサービスの質をより高めることが至上命題となってきました。その役割を宮田先生にお願いしたいと思い、NPOりすシステムの理事として、宮田先生をお迎えすることといたしました。理事就任のご快諾もいただいていますので、ご期待ください。

11. 歴史的にも、スペインかぜ、コレラ、ペスト等、世界的なパンデミックに至った感染症の終息には、10年単位の時間が必要とされています。医療のめざましい進歩、発展により、この度のコロナは10年は要せず終息に向かうことが期待されますが、そうした楽観論は慎むことが肝要と思っています。

我が国の政治家には楽道家が多いようで、エビデンスもないまま、闇の真つただ中にいるのに明かりは確かに見えているなどと、無責任な言辞を弄する方がいますので、自分の身は自分で守ること以外、術はないと考える昨今です。



〈地球に恩返し of 森〉の活動を ブログとインスタグラムで発信しています！



地球に恩返しの森づくり事業部では、2009年以降〈地球に恩返しの森〉(大分県由布市庄内町)づくりを通して、さまざまな環境保護運動をしています。日々の活動の様子を〈地球に恩返し・くすりの森の「しんの」ちゃん〉ブログとインスタグラムで発信していますので、ぜひご覧ください！

<https://ameblo.jp/liss-shinno/>



地球に恩返し しんの

検索



苗や、寒さに弱い柑橘類を育てているハウスです。たびたびイノシシに荒らされるため、電気柵を設置しました。

8月上旬。咲き誇るヒマワリ。



ビニールハウスの掃除をしていたら、イノシシに荒らされたスイカのツルに小さなスイカができていました。今年最後のスイカかな？

草刈りが終わり、きれいになった地球に恩返しの森。少しずつ秋の気配を感じるようになってきました。





下痢が続くヤギのお腹に寄生虫がいることが分かり、飲み薬と背中にかけるタイプの薬を投与しました！半日ばかりで一頭一頭に薬を飲ませましたが、本当に大変でした…



ヒガンバナ



高台から
由布市の挾間町
を望む



道路の
補修作業中



ポリネーター（花粉媒介者）として活躍するニホンミツバチが、この時期はオオスズメバチ（左）に襲われて被害を受けてしまいます。そこで今年はトリモチ作戦を決行！一匹のオオスズメバチを貼り付けておけば（中央）仲間が助けようとやって来ます。設置して2日でこの通り（右）。スズメバチも生態系の大事な一員ですが、この数で押し寄せたらミツバチはひとつたりもありません。そのための大事な作業です。



小さな苗木だったオリーブの木もこんなに大きくなりました。来年の実りに期待したいですね！

〈介護シリーズ 第10回・最終回〉 日本の介護保険って世界で劣るの？ 優れているの？これからどう変わるの？

服部メディカル研究所所長 服部万里子

日本では2000年から介護保険制度が始まり21年目になりますが、介護保険は税金半分保険料半分で制度化され、利用者は増えていますが、黒字が続いています。

ほかの国の介護保険を見てみましょう。

ドイツは医療保険に上乗せで

介護保険の赤字が課題

ドイツは日本より5年早く1995年に介護保険が始まりました。財源は保険料のみで税からは出ていません。医療保険に上乗せする方式です。認知症が増加し制度見直しを2017年に行い介護保険は赤字になり、人材不足と合わせて課題になっています。

フランスは税金だけの保険制度だが

自己負担比率が高い

フランスは2002年に個別自律手当制度と呼ばれる公的介護制度を導入しました。財源は税金のみで公的扶助の意味合いが強い制度です。自己負担比率が0〜90%と幅広く、受けた

分だけ負担が増えることと人材不足が課題です。

オランダは負担増から重度者に対象を絞る

オランダは世界で最も早い1968年に、特別医療費保険と呼ばれる公的介護制度を導入しました。保険料負担が増え、2015年に重度者だけに対象を絞っています。

韓国は介護保険の赤字で制度再検討

日本より高齢化のスピードが速い韓国では、2008年に老人長期療養保険と呼ばれる介護保険制度が導入されました。2017年から赤字になり、制度の検討が行われています。

ケアマネジャーが配置され

効果を上げた日本の介護保険

このように、高齢化対応で各国が介護に苦闘しているのが現実です。このような中で、日本は20年間介護保険制度を堅持し、サービスの量を増やして頑張っているのが分かります。

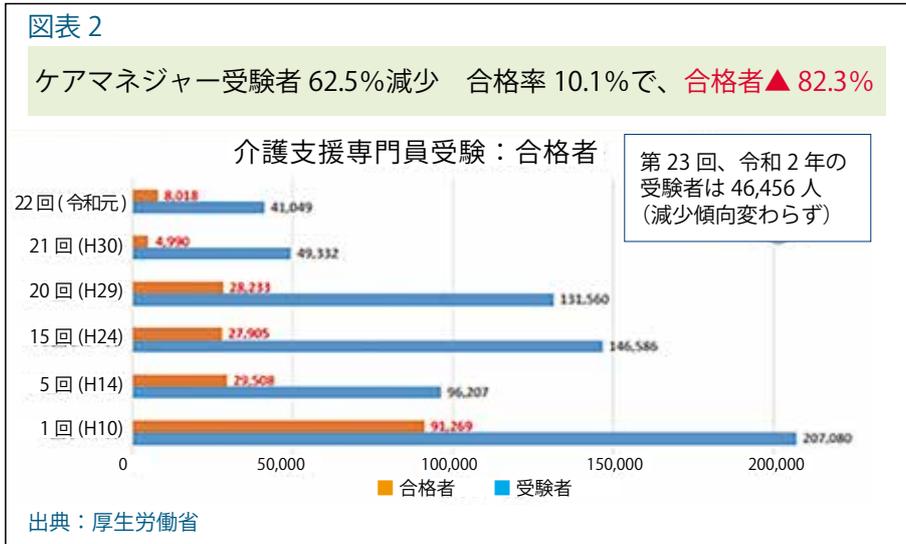
(図表1)

図表1 平成30年度決算：介護事業の経営実態



出典：厚生労働省 令和元年介護事業経営概況調査

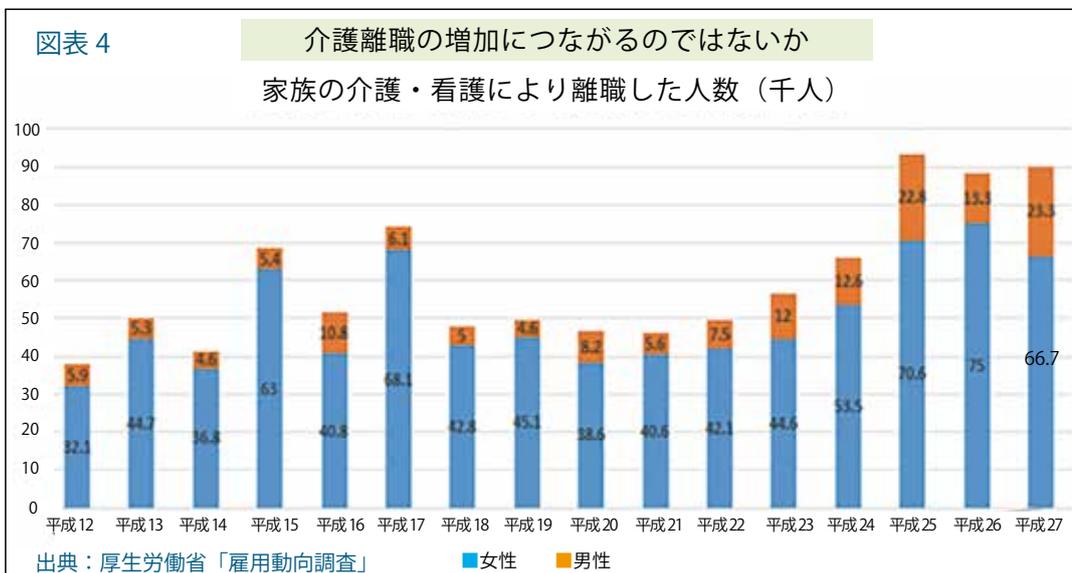
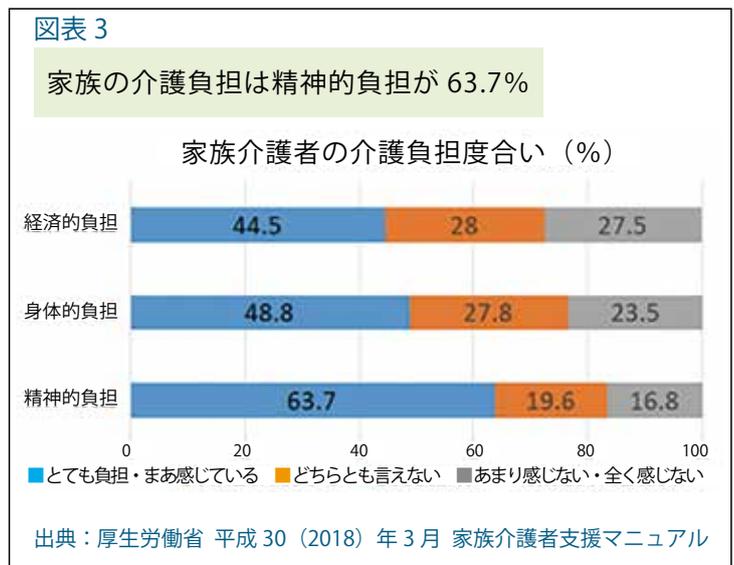
日本の介護保険の特徴はサービス利用者一人ずつにケアマネジャーが配置されていることで、それが成果を上げる大きな要因になっています。



ケアマネジャーは利用者や介護者の状況、介護の原因、今後の動向などを医師と連携して把握し、「サービスマネジメント」というサービス提供の役割を確認してチームとしてケアする体制を作りだしています。ところがケアマネジャーだけでなく、介護保険で赤字続きが課題になっています。

ケアマネジャーは5年の実務経験のある資格者が受講支援を受け合格し研修を修了し「介護支援専門員(ケアマネジャー)」になります。しかし、受験者が平成30年(2018年)から激減しました。重要な仕事であるがなりたいた仕事ではなくなってきたのです。(図表2)

介護はその本人と、同居や近距離、遠距離にかかわらず家族に大きな負担を与えます。(図表3)子育ては先が見えますが、介護は加齢とともに負担が増えてきます。特に精神的負担は、80歳の親を50歳が介護し、その50歳は仕事と介護の両立や、自分の子供の問題に向き合うなど



多様化しています。介護保険は家族介護を社会的介護に変えるために始まりました。しかし、介護のための離職は倍増しています。(図表4)

介護は当事者だけの問題ではなく、高齢化する日本社会の問題ではないでしょうか

〈年金シリーズ 第8回〉

65歳以降の遺族厚生年金と老齢厚生年金

株式会社ジエイ・サポート 代表取締役
 社会保険労務士原令子事務所 所長
 原 令子

「先日久しぶりに友達と会って話をしていたら、遺族年金の話になりましたね。夫が万一の時には、自分の年金と遺族年金の両方が受け取れるらしいですね」とポジティブで明るい感じの女性が遺族年金の相談に来訪されました。

お話を聞くと、相談者の夫（67歳）は、老齢厚生年金130万円（年額。以下同様）と老齢基礎年金約70万円を受給中。ご本人（65歳。昭和31年6月生まれ）は、若い頃短期間働いたとのことで、老齢厚生年金を12万円、老齢基礎年金を78万円受給しています。

「夫の年金は老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計で200万円になります。遺族年金の額は、夫の年金の4分の3になると友人から聞きました。だとすれば、遺族年金は200万円×4分の3で150万円ですよ。私の厚生年金と国民年金が90万円あるので、夫に万一のことがあっても、年金は全部で240万円になります。この金額ならば、何とか一人でも暮らしていけるかと思いますが、この計算で正しいのかどうか、確認したくて相談に来ました」とのことでした。

さてこの試算は正しいのでしょうか？相談者のように考えている方は多いのですが、残念ながらこれはよくある誤解です。相談者の試算には、2点の誤解があります。では、詳しく解説していきましょう。

〈誤解その1〉

1つ目の誤解は、遺族厚生年金の額が「夫の老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額×4分の3である」と考えている点です。

遺族厚生年金の計算の基になるのは、老齢厚生年金の額のみです。老齢基礎年金は計算に加えません。

遺族厚生年金の計算式は次のようになります。

$$\text{遺族厚生年金の額} = \text{夫の老齢厚生年金} \times \frac{3}{4}$$

この式に当てはめて計算すると130万円×4分の3＝97万5000円が、遺族厚生年金の基本額となります。

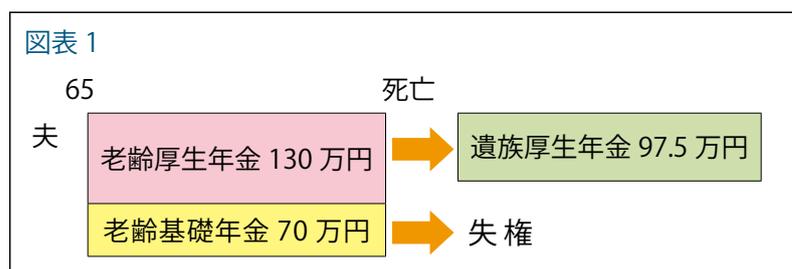
すると相談者から「夫が亡くなった時には、老齢厚生年金は終わりますが、新たに遺族厚生

年金が受け取れるようになりますね。では、老齢基礎年金はどうなるのですか？遺族基礎年金があるようですが、それは受け取れないのでしょうか？」との質問がありました。

確かに遺族年金に

は遺族厚生年金の他に国民年金から支給される遺族基礎年金があります。ただし遺族基礎年金は、18歳になった後の、最初の3月31日を迎えるまでの間にある子がいなければ発生しません。相談者の場合も子供が全員成人しているとのことでしたので、遺族基礎年金は発生しません。老齢基礎年金も夫の死亡により失権します。（図表1参照）

図表1



◆もう一つの遺族厚生年金の計算方法

今回の相談者のケースには該当しませんが、65歳以降の妻に支給される遺族厚生年金の計算には、もう一つの計算方法があります。夫が死亡した時点で65歳以上の妻に老齢厚生年金の

受給権がある場合には、前述した計算方法（図表2のA）ともう一つの計算方法（図表2のB）の2つの計算方法があります。その上でこのAの計算式で計算した額とBの計算式で計算した額を比較し、そのいずれか高い方が、遺族厚生年金の額となります。

相談者のケースでは、Aが97・5万円、Bが71万円となり、高い方の額であるA97・5万円が遺族厚生年金の額となります。例えば、妻の老齢厚生年金が80万円だった場合は、Bが105万円（ $1130万円 \times 2分の1 + 80万円 \times 2分の1$ ）になりますので、105万円が遺族厚生年金の額となります。

（注）昭和31年4月1日以前生まれの妻には、一定の条件に該当すれば、上記で計算した額に経過的寡婦加算額が加算されます。

図表2 遺族厚生年金の2つの計算方法

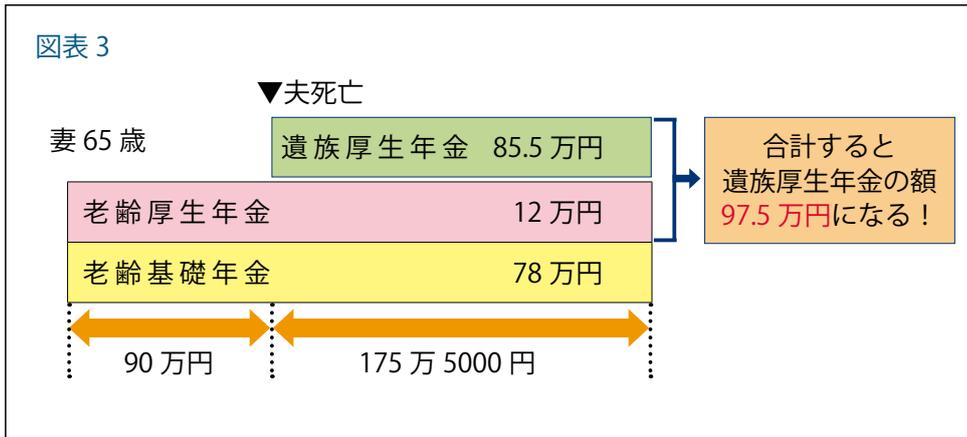
- A：夫の老齢厚生年金 × 3/4
- B：夫の老齢厚生年金 × 1/2 + 妻の老齢厚生年金 × 1/2



〈誤解その2〉

2つ目の誤解は、夫が亡くなった場合、相談者は自分の老齢厚生年金12万円と老齢基礎年金78万円に加えて、遺族厚生年金の全額が受け取れると考えている点です。65歳以上の妻が老齢厚生年金を受給している場合は、老齢厚生年金の額と遺族厚生年金の額は調整されます。

図表3



相談者はまず自分の老齢厚生年金の全額12万円を優先して受給します。次に遺族厚生年金と老齢厚生年金の場合は、遺族厚生年金と老齢厚生年金の差額の85万5000円（ $97万5000円 - 12万円$ ）が遺族厚生年金として受給できる額となります。さらに老齢基礎年金78万円は、全額受け取ることができますので、相談者の年金受給額は、175万5000円（ $12万円 + 85万5000円 + 78万円$ ）となります。

（図表3参照）

なお、共働きの期間が長くご自身の老齢厚生年金が遺族厚生年金の額を上回る場合は、遺族厚生年金は受給できません。夫の死亡後は、妻は自分の年金のみを受給することになります。



「いろいろ誤解していたけれど、夫が亡くなると年金は月額14万6250円。この金額では、生活費として十分とは言えません。まずは、携帯や電気の節約を考えねばなりません。（ため息）でも、いろいろ見直しをするより何より、夫を大事にして、1日でも長く生き延びてもらうのが一番の対策ですよ。二人でいれば何とかかりますものね」と明るく笑って相談者は帰って行かれました。

その後姿を見ながら「そうです、その通り！『元気で長生き』が年金を多く受け取るための極意です」と私は心の中でつぶやきました。

支部活動記

北海道・北日本支部

▼90代のEさん(男性)は、数年

前長男に先立たれた際、先祖代々のお墓の管理権を長男の妻に譲りました。その後Eさんの奥さんも亡くなりましたが、その時にお墓

の管理者である長男の妻との間に

トラブルが発生し、奥さんの納骨

ができませんという事態になってし

まいました。Eさんは長男が亡く

なった際「子どもが先に逝ってし

まった時には、親は葬儀に参列し

ない」という地域の習慣に従い、

参列しなかったようですが、長男

の家族がこれをよしとせず、Eさ

んの奥さんの納骨を拒んでいるそ

うです。

Eさんは現在、奥さんの遺骨を

自宅に安置していますが、自身の

年齢を考慮して、納骨場所をきち

んと決めておきたいと相談を受け

ました。地方自治体の墓地、民間

墓地など、現在では後継者がいな

くても納骨できるところはありま

すが、検討した結果、Eさんはご

自身の死後、奥さんの遺骨と一緒

に散骨することに決めました。

Eさんは奥さんが亡くなった後

にりすシステムと契約したため、

Eさんには、奥さんとご自身の散

骨の契約を業者と締結してもら

い、Eさんの死後、りすがお二人

の遺骨を業者に引き渡すことにな

りました。

※散骨について

現在、墓地の許可等の権限は市

区町村長にありますので、Eさん

が亡くなった時点で、納骨禁止が

条例により決められることがあり

ます。これに備え、散骨できなかつ

たときのことを企画書で決めてい

ただいています。

東日本支部

▼同じ施設の別の部屋に入居して

いたMさんとYさん姉妹(80代)

は、2年ほど前にりすシステムと

契約しました。親族には迷惑をか

けず、2人で支え合っついていき

い、そのための手助けをりすにお

願いしたい、というのが契約され

たきっかけです。

契約当初はサポート依頼がな

かったお二人ですが、今年の春ご

ろから、姉のMさんのサポートが

増えました。Mさんは昨秋に乳ガ

ンの診断を受けたとのことで、施

設職員とも連絡を取り合いなが

ら、時には妹のYさんとともに受

診サポートを行いました。

6月に入り施設から、Mさんが

強い痛みを訴え救急搬送された

との連絡があり、搬送先に向かい

ました。搬送先の病院で診察を受け、

容体が落ち着いたので、その日の

うちに帰ることとなり、施設まで

お送りしました。

Mさんはその後の検査で手術を

受けることになり、医師説明の同

席、入院保証、手術立ち会いを行

いました。7月に転院し、転院先

のホスピス病棟に移りました。

8月に入り、病状が進行したM

さんは看取りの段階を迎え、妹の

Yさんとともに医師の説明を聞

き、終末期のことなどをYさんと

お話ししました。Mさんが旅立った

のはその3日後のこと、妹のY

さんと葬儀の打合せをし、Yさん、

参列したいとの申し出があった親

族、りすの三者で、Mさんをお送

りました。

現在、貴重品の回収や入居して

いた施設の部屋の解約など、死後

事務を進めています。Yさんは「姉

に対するりすさんの仕事を見てい

て、本当に安心しました。契約し

てよかったです。私の時も、同じ

ようにお願いします」とおっしゃ

られました。

中部日本支部

▼Sさん(72歳・女性)は、脳梗塞が原因の認知症を患い、特別養護老人ホーム(以下「特養」)に入居しています。入居時は要介護3でしたが、施設の手厚い介護により2年前に介護度が1になりました。喜ばしいことですが、介護度が下がったので特養に住めなくなる懸念がありました。特例で3年間の猶予期間が認められています。

そんなSさんが、この度の介護度の見直しで、要介護1から要介護4に変更になったと施設から知らされました。Sさんは食事やトイレは一人ででき、歩行も歩行器を使用して歩くことができているので、大幅な介護度変更に驚き、施設に問い合わせたところ「日常生活はほとんどできますが、認知症が一気に進みました」とのことでした。

Sさんは介護保険をはじめ、さまざまな福祉の支援を受けるのでも、りすシステムでは次のような申請手続きをお手伝いしています。高額介護合算療養費等支給申請、介護保険負担限度額申請、福祉給付金資格者証交付申請、精神障害者手帳更新申請など、市役所の保険年金課や福祉課の手続きです。先日は、障害者手帳更新に必要な診断書の交付依頼で、物忘れ外来の受診に付き添いました。1週間後に診断書を受け取ったので、障害福祉課で手続きを行い、現在結果待ちです。

※特養の入居資格には、介護度3以上という規則があります。このケースでは、特別措置が適用されたのです。

西日本支部

▼自宅でペットの柴犬と暮らしていたWさん(91歳・女性)が、自宅

で亡くなっていたと警察から知らされました。Wさんは2011年にりすシステムと契約して以来、サポートの依頼はありませんでした。警察の連絡では、発見したのは民生委員の方で、定期訪問の際に室内で倒れていたWさんを見つけ、警察に連絡したそうです。事件性はなく、託された企画書に沿って死後事務をすすめ、葬儀も執り行いました。残された愛犬の処遇については、購入先のペットショップが引き取ってくれるとのこと、費用50万円が計上されていたので、そのショップに連絡しました。しかし、購入時は3歳だった愛犬は12歳となっており、10歳以上の犬は引き取れないと言われてしまいました。

他のペットショップに事情を話し、問い合わせしてみるも、なかなか引き取り先が見つからなかったところ、ようやく「連れて来てみてください」と言ってくれた店があり訪問。幸いおとなしい犬だったこともあり、予算額の50万円でも引き取ってもらえました。その後、ペットショップから「店先につないでいますが、おとなしくてかわいい犬なので、来店の皆さんにかわいがられています」と写真付きの報告をいただきました。Wさんにとっては大切な家族同様の愛犬だったので、ご安心いただけたのではないかと思っています。

中国・四国支部

▼りす倶楽部第293号(2021年7・8月合併号)で紹介したKさん(85歳・女性)のその後です。

昨年末、Kさんのご近所の方から「Kさん宅の照明が2、3日点いておらず、洗濯物も干されてい



ない。家の中で倒れていないか心配」との緊急コールが入ったので、ご近所の方に警察に連絡してもらいました。Kさんは室内で倒れていたため救急搬送され、一命は取り止めたものの、現在寝たきりの状態で入院しています。慢性硬膜下血腫の診断を受けたKさんは判断能力が不十分となったので、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをして監督人が選任され、りすシステムが任意後見人に就職しました。監督人から「自宅の維持管理が必要かどうか確認したいので、りすさんがKさん宅を訪問するときに同行させてください」という申し出があり、日程を調整して監督人を自宅に案内しました。

積み取りを取り、作業してもらったとにしました。2階の事務所と裏の離れは預かっていた鍵では開かず、監督人と相談し、次回、鍵の業者にも来てもらって開錠したうえで、廃棄物処分業者に各部屋の処分費用を見積もってもらったことにしました。

今のKさんの状態では、当面自宅に戻るのには難しそうです。長期間空き家にしておくと防犯上問題なので、管理業者に依頼する、もしくは任意後見人のりすがKさんを訪問した際に自宅へ立ち寄り管理する等、今後について検討中です。

佐賀県内に自宅を所有していたHさんですが、福岡県内の自立型有料老人ホームに開設当初から入居され、自宅とホームを自家用車で行き来していました。2〜3年前まで、高速道路も自身で運転されていたほどです。

開錠作業の日が決まったので、当日午前病院のKさんを訪ね、台所の片づけをすること、事務所と離れを業者に開けてもらう旨を伝えました。Kさんは「私は何もできないので、任せます」とのこと。午後、鍵の業者に2階と離れを開錠してもらい、新しい鍵を取り付けてもらいました。監督人、廃棄物処分業者と各部屋を確認しましたが金庫は見当たらず、Kさんがすでに処分していたようです。業者に冷蔵庫の廃棄を依頼し、すべての作業終了後、危険防止のため電気・水道・ガスを止めることにしています。

開錠作業の日が決まったので、当日午前病院のKさんを訪ね、台所の片づけをすること、事務所と離れを業者に開けてもらう旨を伝えました。Kさんは「私は何もできないので、任せます」とのこと。午後、鍵の業者に2階と離れを開錠してもらい、新しい鍵を取り付けてもらいました。監督人、廃棄物処分業者と各部屋を確認しましたが金庫は見当たらず、Kさんがすでに処分していたようです。業者に冷蔵庫の廃棄を依頼し、すべての作業終了後、危険防止のため電気・水道・ガスを止めることにしています。

今このKさんの状態では、当面自宅に戻るのには難しそうです。長期間空き家にしておくと防犯上問題なので、管理業者に依頼する、もしくは任意後見人のりすがKさんを訪問した際に自宅へ立ち寄り管理する等、今後について検討中です。

公正証書作成後、入居施設の身元引受保証人の変更手続きをはじめ、受診時の付き添い、入院保証、手術立ち会い等をお引き受けしてきました。カテーテルアブレーション術（不整脈治療の一つ）には4回立ち会いしましたが、4回目は去年のことで、体力のあるうちにと主治医から背中を押され、決断されたHさんです。

九州支部



▼Hさん（92歳・女性）は、17年前に生前契約基本契約を締結された方です。その後、**企画書等私のおぼえがき**の各書類を一つひとつ丁寧に完成させ、生前事務委任契約・任意後見契約・死後事務委任契約・遺言公正証書を作成。個人財産については、長いお付き合いのある信託銀行で遺言公正証書を作成しました。

りすシステム主催の新年会・忘年会などのイベントには積極的に参加され、ニュージールランド撒骨の旅には、11年前と7年前の2度、参加されました。7年前、2度目の撒骨の旅の出発前に、信託銀行で作成した遺言公正証書を撤回、

りすシステム主催の新年会・忘年会などのイベントには積極的に参加され、ニュージールランド撒骨の旅には、11年前と7年前の2度、参加されました。7年前、2度目の撒骨の旅の出発前に、信託銀行で作成した遺言公正証書を撤回、

りすシステム主催の新年会・忘年会などのイベントには積極的に参加され、ニュージールランド撒骨の旅には、11年前と7年前の2度、参加されました。7年前、2度目の撒骨の旅の出発前に、信託銀行で作成した遺言公正証書を撤回、

Kさんからは1階の居宅・2階の事務所・裏の離れ・金庫の鍵を預かっていたので、訪問当日は監督人と自宅前で落ち合い、家の中に入りました。室内を確認して、次回、廃棄物処分業者を呼んで見

た。Kさんからは1階の居宅・2階の事務所・裏の離れ・金庫の鍵を預かっていたので、訪問当日は監督人と自宅前で落ち合い、家の中に入りました。室内を確認して、次回、廃棄物処分業者を呼んで見

た。Kさんからは1階の居宅・2階の事務所・裏の離れ・金庫の鍵を預かっていたので、訪問当日は監督人と自宅前で落ち合い、家の中に入りました。室内を確認して、次回、廃棄物処分業者を呼んで見

た。Kさんからは1階の居宅・2階の事務所・裏の離れ・金庫の鍵を預かっていたので、訪問当日は監督人と自宅前で落ち合い、家の中に入りました。室内を確認して、次回、廃棄物処分業者を呼んで見

書き換えたHさんは、これで何が起こっても安心ですと、安堵の笑みを浮かべておられました。

また、氷川きよしの熱心なファンだったHさんは、デビュー当初からのファンクラブ会員で、日本全国のコンサートツアーの追っかけを元氣いっぱいなさっておいででした。

そんなHさんが、今年7月に発熱して軽い咳が続いたため、ホームの看護師の付き添いで受診したところ、検査の結果、即入院となりました。

呼吸器内科の医師によると、間質性肺炎の診断で、抗生剤が効かない質の悪い肺炎とのこと。コロナ禍で面会禁止でしたが、主治医の許可を得て、完全防護服を着用し面会させてもらいました。Hさんは高濃度酸素吸入中でしたが、意識はつきりとしていてお話しすることができ、もうひと頑張りしましょうとお声をかけて退出。

それから4日後の深夜、入院から1週間後にHさんは急変し、息を引き取りました。

現在、Hさんのお人柄が偲ばれるような、几帳面に記載された私のおぼえがき各書類に沿って、死後事務を進めています。



大分支部

▼7月下旬、Oさん(94歳・女性)が暮らす住宅型有料老人ホームの相談員から「Oさんが発熱し、訪問診療の医師に診てもらいましたが、救急搬送することになりました」との連絡があり、搬送先に向かいました。

Oさんは急性胆嚢炎の診断で、胆嚢、胆管に胆泥や膿がたまっているとのこと。痛みもあり緊急手術が必要となったので本人に状況を説明し、手術に同意してもらいました。身元引受保証人として入院保証の手続きをし、手術立ち会いに関しては医師に「コロナ禍なので、帰りますか」と聞かれまし

た。そこで「許可していただければ、最後まで立ち会いたい」と伝えたと「そうしていただければありがたい。ご高齢だし、結果も説明したい」と言われ、立ち会うことになりました。

全身麻酔による腹腔鏡下胆嚢摘出手術は3時間弱ほどで終了し、入院に必要なものを届けてくれた施設相談員とともに医師の説明を聞きました。医師によると「胆嚢は無事摘出しましたが、総胆管がたまった胆泥で膨れ上がり、硬くてCチューブが挿入できませんでした。経過を見ながら、詰まった胆泥を除去する手術を行う予定です」とのことでした。

2日後、病院から、術後の経過

もよく発熱もないので、説明のあった手術を午後から行うと連絡がありました。夜には手術が無事終わった旨の電話があり、経過をみながら退院日を決めるとのことでした。

3日後、病院で退院に向けての打合せがあり、施設の相談員と看護師、ケアマネジャーと一緒に参加。Oさんは5日後の退院が決まり、施設に帰ることができました。

退院後のOさんは経過も順調で、いつも通りの笑顔で過ごしているそうです。緊急手術の翌日は「誰がこんなところに閉じ込めたの？早く帰りたい」と大声を出すなど、不安定な状態になっていたOさんですが、コロナ禍で受け入れてくれた病院や訪問診療の医師、施設職員の皆さんのご尽力により、これまで通りの生活に戻ることができました。今後も施設と連携し、Oさんの気持ちに寄り添ったサポートを続けていきます。



地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」に寄付いたします。ご協力よろしくお願いたします。ご希望の方は0120-889-443までご連絡ください。

Tシャツ

■定 価：2,000円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ライトグリーン・ピンク・ライトブルー・イエロー

ポロシャツ

■定 価：2,500円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

地球に恩返し運動について



私たちの生命を育てている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名：〇一九(ゼロイチキョウ)
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子さん (埼玉県川口市)
中野 壽美子さん (東京都豊島区)

糠信 八重子さん (東京都品川区)
邊見 貴江子さん (宮城県仙台市)

匿名2名 50音順

※ 2021年8月1日～8月31日の期間、6名の方から寄付をいただきました。



NPO りすシステム

☎ 0120-889-443

りすセンター・新木場

☎ 0120-373-959